

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 2 年 9 月 30 日（水曜日）午前 10 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報 第 16 号 委員長報告
- 日程第 3 議第 105 号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 4 議第 106 号 市道の路線認定について
- 日程第 5 議第 107 号 市道の路線認定について
- 日程第 6 議第 108 号 下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 109 号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 110 号 下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 111 号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議第 112 号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議第 113 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 114 号 下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議第 126 号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議第 127 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 報 第 17 号 委員長報告
- 日程第 16 議第 115 号 令和 2 年度下呂市一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 17 議第 116 号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議第 117 号 令和 2 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議第 118 号 令和 2 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議第 119 号 令和 2 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議第 120 号 令和 2 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議第 121 号 令和 2 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議第 122 号 令和 2 年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議第 123 号 令和 2 年度下呂市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 25 議第 124 号 令和 2 年度下呂市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議第 125 号 令和 2 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 2 号）

- 日程第27 議第128号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 報第18号 委員長報告
- 日程第29 認第1号 令和元年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第30 認第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第31 認第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第32 認第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第33 認第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第34 認第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第35 認第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第36 認第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第37 認第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第38 認第10号 令和元年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第39 認第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第40 認第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について
- 日程第41 議第129号 一般廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について
- 日程第42 議第130号 財産の取得について
- 日程第43 議第131号 財産の取得について
- 日程第44 議第132号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第15号）
- 日程第45 委員会提出議案第3号 地域の実情に応じた経済対策を求める意見書
- 日程第46 委員会提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第47 発第8号 下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第48 議員派遣について
- 日程第49 閉会中の継続調査申出について

（追加日程）

追加日程第1 下呂市議会特別委員の選任について

追加日程第2 閉会中の継続調査申出について

出席議員（14名）

議長 中 島 達 也

2番 田 口 琢 弥

1番 鷺 見 昌 己

3番 飯 塚 英 夫

4番 森 哲 士
6番 尾 里 集 務
8番 田 中 副 武
10番 伊 藤 嚴 悟
12番 吾 郷 孝 枝

5番 田 中 喜 登
7番 中 島 ゆき子
9番 今 井 政 良
11番 一 木 良 一
13番 中 島 新 吾

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	監 査 委 員	都 竹 基 己
総 務 部 長	河 尻 健 吾	教 育 部 長	吉 田 修
建 設 部 長	二 村 忠 男	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
環 境 部 長	中 原 則 之	健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行
金 山 病 院 長	加 藤 和 男	農 林 部 長	野 村 直 己
生 活 部 長	藤 澤 友 治	消 防 長	田 口 伸 一
会 計 管 理 者	中 島 祐 子	金 山 振 興 長	澤 田 勤 之
萩 原 振 興 長	松 井 克 彦	下 呂 振 興 長	小 畑 一 郎
馬 瀬 振 興 長	見 廣 洋 始	小 坂 振 興 長	倉 田 誠

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
-------------	---------	-----	-------

◎開議の宣告

○議長（中島達也君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございました。及びカメラの撮影の申込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 森哲士君、5番 田中喜登君を指名いたします。

◎報第16号について

○議長（中島達也君）

日程第2、報第16号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、議第105号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第4、議第106号 市道の路線認定について、日程第5、議第107号 市道の路線認定について、日程第6、議第108号 下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第109号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第110号 下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第111号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第112号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第113号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第114号 下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第126号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第127号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

○総務教育民生常任委員長（中島ゆき子君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和2年9月17日9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和2年第5回下呂市議会定例会において当委員会に付託されました議第105号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について及び議第108号 下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてから議第111号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの5議案について審査いたしました。

審査の結果、議第105号、議第108号、議第110号及び議第111号は全会一致で、議第109号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については賛成多数で、5議案全て可決すべきものと決しました。

質疑の一部を紹介させていただきますと、議第108号につきましては、法律の改正に伴い行政手続のオンライン化を進めるため条例の改正を行うものですが、委員からは、オンライン化を進めることにより高齢者が置き去りにならないかとの質問があり、執行部からは、直ちに全ての手続をオンライン化するものでなく、オンライン化により不便になる方がいないか等検討した上で、できるところから進めていく考えであるとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告といたします。

○議長（中島達也君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

○産業経済常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

産業経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

9月18日金曜日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、議長、市長、副市長、担当部課長の出席の上、令和2年第5回下呂市議会定例会において、当委員会に付託されました7議案について審査を行いました。

審査の一部を紹介いたします。

議第106号、議第107号 市道の路線認定については、本来県道改良においては新たなバイパスが完成されれば旧県道が市道に移管され、その際には一定の修繕を済ませて道路の払下げを受けるのが原則となっているが、本件についてはとの質問に、県と市の協議の場において、県の旧道処理計画に基づき、舗装修繕や側溝修繕などを実施していただくよう要求しています。併せて、今後の旧道処理に当たってのルールづくりもしっかりと県に要望していきますとの回答でした。

次に、議第126号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてでは、下呂温泉合掌村の経営適正化と今後の在り方を調査・検討するための委員会を附属機関として定めるため、当該条例の一部を改正するものですが、委員会の構成メンバーについて市民の代表はどのように選定されるのかという質問に対し、市民の代表につきましては下呂市連合自治会会長を予定しており、内容については公表していくとの回答がありました。

委員会に付託されました7議案の審査結果につきましては、全て可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第105号から議第114号まで及び議第126号並びに議第127号について（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。
これで質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中喜登君。

○5 番（田中喜登君）

私は、下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてという案件について反対をいたします。

と申しますのも、市長の4月に就任されて以来の様々な問題に取り組まれる姿勢というものは、市の職員を含め市民の誰もが目の当たりにし、その意気込みを肌で感じておるところでございます。今回の事件に対しましても、市民が一番望んでいることは、事件の全貌、再発防止に向けた今後の行政改革、それから今後の運営方針等をしっかりと市民に説明をするところだと思います。市長のお気持ちを踏みにじるつもりは毛頭ございませんが、そのところに全力で取り組んでいただくことで市民に対する責任は十分果たせると考えます。

よって、今回のように何ら関係のない市長がお一人で責任を取るような形の今回の減給は必要なしと判断し、反対をいたします。以上でございます。

○議長（中島達也君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

4 番 森哲士君。

○4 番（森 哲士君）

第109号の下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についての賛成討論をしたいと思います。

まず、この議案につきましては、市長自らの市長議案提出であるということ。それから、9月17日の第3回総務教育民生常任委員会での市長自らの意見としまして、市長としての責任と今後の再発防止及び管理職・監督者の立場の方々の認識と各一般職員への内部牽制を高めるための提

案であることから、この議案に賛成をいたします。今後、二度とこの不祥事を発生させないためにも、この行動は認め、賛成としたいと思います。

今回、もう一度言わせていただきますが、市長自らの議案提出であるということでもあります。今後、議員間の中でも協議をしていき、私も市政に携わる者として給料の減額を希望し、この問題に対して真剣に取り組み、再発防止のため、また下呂市が新たに一からスタートし、下呂市の汚名を返上したいという気持ちであります。そのために賛成をいたします。以上です。

○議長（中島達也君）

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

おはようございます。

私は、議第109号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をします。

市長は、4月に就任以来、新型コロナウイルス感染症対策、また下呂市を襲った7月の豪雨災害対応等課題に対して、市のトップとして、国・県・市内の関係機関の関係者、また市の職員と連携し、素早い対応、災害復旧等の対応に当たってられました。今回の合掌村使途不明金事件に対し、現職の市長としての責任において給与の一部を減額するものであります。

市長は、総務教育民生常任委員会において、組織のトップが責任を取るのは当然、その姿を示すことで職員は一生懸命仕事をしていただける。現在の市の最高責任者である私です。今後の行財政改革を進める上で、職員と共に汗をかきたい。今回の事件発生期間に退職された方は、法的には懲戒処分等追及することはできません。現職で当時の関係部署等の職員が懲戒処分を受けた。私は事件発覚当時の市長である。ワンチームとしてこれからの下呂市を立て直していくためにも、市長としてしっかりとけじめをつけたいと述べられました。

現市長としての責任、気持ちはよく分かりますが、一般市民は求めています。市長と地域との懇話会、その中でも市民の声として現市長の減給に対して一般的、社会的に減給による責任の取り方に対して、必要がないとの意見が多くありました。減給より今回の使途不明金事件の全容解明、再発防止策に向けた改革、今後の運営方針等をしっかりと市民に説明することがリーダーとしての責務であり、また責任者としての役割と私は思います。市長の気持ちはよく分かりますが、市民の求めているものではありません。

就任以来約5か月間、市長としての責務を十分にこなしてみえます。現市長一人だけが責任を取る形の今回の減給は妥当でないと私は判断し、この条例案に反対し、反対討論とします。

○議長（中島達也君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

議長の発言の許可が出ましたので、反対討論をさせていただきます。

今回の下呂温泉合掌村における公金の着服事件を受け、市長としての姿勢を示すための給与の減額をするものの件でございますが、最高責任者である市長が姿勢を示すために給与の減額をされるとのことではありますが、二元代表制の本来の在り方からすれば、議会は市長と対等の機関として同様の姿勢を示すべきではないでしょうか。そもそも本件は市長就任前の事件であり、一方、議会は毎年監査委員として代表を出していて、むしろ姿勢を示さなければならないのは議会ではないでしょうか。

しかしながら、姿勢を示すだけでは何ら解決とはなりません。市民が本当に望むのは、元担当職員と同じ時期に合掌村に在籍しておられたOBの方々が猛省をされ、全容解明に全面協力されることではないでしょうか。また、下呂市におかれては、今後高い自浄能力を発揮されることを期待します。

以上の観点から総合的に判断しまして、反対の討論とさせていただきます。以上であります。

○議長（中島達也君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

10番 伊藤厳悟君。

○10番（伊藤厳悟君）

私は、今回の市長の減給についての提案に反対をいたします。

と申しますのは、今回のこの案件は、市長が減給をすればそれで済むという問題ではございません。そして、そもそもこれが発覚したのが、今回市長が就任して以来多くの不祥事の問題につきましても、そして災害につきましても、コロナの問題につきましても、新たに発生をした事件でございます。したがって、我々議会は議会の立場として、この減給を認めるか認めないか、議会の体質が問われると、私はそう判断をしております。

したがって、この案件を市長自らが提出されたということで市長の責任感については重々理解ができることでございますけれども、私はそれよりも市民の皆さんと一緒に精いっぱい市長の役目を果たしていただきたい。減給のみならず、ほかの問題でやっていただくことがたくさんございますので、この減給案には反対をいたします。

さらに我々議会といたしましても、一つになって災害の問題、コロナの問題、さらに合掌村の不祥事の問題、一つになって解決をして市民に答えを示していく。これが我々議会人の責任であろうという意味からしまして、減給案には反対をいたします。

○議長（中島達也君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第105号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第105号については、委員長報告のとおり可決されました。

議第106号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第106号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第107号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第107号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第108号 下呂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第108号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第109号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第109号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第110号 下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、委員長の報

告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第110号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第111号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第111号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第112号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第112号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第113号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第113号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第114号 下呂市濁河温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第114号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第126号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第126号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第127号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第127号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第17号について

○議長（中島達也君）

日程第15、報第17号 委員長報告を行います。

本定例会に付託しました日程第16、議第115号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第14号）、日程第17、議第116号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予

算（第3号）、日程第18、議第117号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議第118号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第20、議第119号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第21、議第120号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第22、議第121号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議第122号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第24、議第123号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第25、議第124号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第26、議第125号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、日程第27、議第128号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

9月23日9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において委員全員と市長はじめ執行部担当者の出席をいただき、今定例会で審査を付託されました令和2年度下呂市一般会計補正予算（第14号）と7特別会計補正予算及び3企業会計補正予算並びに追加上程された令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）について審査をいたしました。

審査結果は、全て可決すべきものと決しました。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策関連として新たな感染者の発生防止、市民生活・社会経済活動の回復、コロナと共にある新しい日常に向け総額1億448万9,000円が盛り込まれています。また、地方交付税の確定による歳入の増額や、これまで下呂市が実施したコロナ対策事業への地方創生臨時交付金の財源組替えがあります。

審査内容の一部を紹介すると、コロナの影響で各地域イベントが中止を余儀なくされているが、冬にかけ若者たちが計画した場合支援してもらえるのかとの質問に、全国では屋外イベントの規制も緩和されようとしている。柔軟に対応したいとの回答がありました。

以上、委員長報告とします。

◎議第115号から議第125号まで及び議第128号について（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第115号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第14号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。議第115号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第116号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第116号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第117号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第117号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第118号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第118号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第119号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第119号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第120号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第120号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第121号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第121号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第122号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第122号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第123号 令和2年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第123号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第124号 令和2年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第124号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第125号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第125号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第128号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第128号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第18号について

○議長（中島達也君）

日程第28、報第18号 委員長報告を行います。

本定例会に付託しました日程第29、認第1号 令和元年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第30、認第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第31、認第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第32、認第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第33、認第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第34、認第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、日

程第35、認第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第36、認第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第37、認第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第38、認第10号 令和元年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第39、認第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第40、認第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 中島ゆき子さん。

○決算特別委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和2年9月24日、25日、28日の3日間9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、決算特別委員会を開催し、令和2年第5回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました令和元年度下呂市一般会計決算の認定について、8つの特別会計決算及び3つの企業会計決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果、認第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定、認第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定から認第10号 令和元年度下呂市水道事業会計決算の認定及び認第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定については全会一致で、認第1号 令和元年度下呂市一般会計決算の認定から認第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定までと、認第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定及び認第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定については賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、認第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定については、執行部からの説明の中で公営企業会計は地方公営企業法の規定により決算日から60日以内、5月末日までに決算書を調製しなければならないことになっており、今年5月に発覚した下呂温泉合掌村使途不明金事件の全容が解明されていない中での決算書の作成を余儀なくされたため、令和元年度の下呂温泉合掌村事業会計決算書における損益計算書の前年度繰越利益剰余金と当年度未処理利益剰余金のほか、剰余金計算書、剰余金処分計算書など全部で22か所の金額が違っており、実態と異なるとの説明がありました。

委員からは、金額が正確ではない決算と分かっている状況では認定できないとの意見があり、賛成者なしで認定しないものと決しました。

一旦提出された決算書は金額の修正ができないことから、令和2年度の決算の中で整理がされることとなりますが、現金着服、不正支出額を反映した現金預金等の額の早期の確定とその報告、全庁的な再発防止に係る是正措置とその報告を行うことを求めることといたしました。

また、例年決算特別委員会は9月定例会の委員会で審査は終了となりますが、執行部から今回

の下呂温泉合掌村の事件に伴う令和元年度の正確な決算額の報告を受ける必要があるため、議長に閉会中の継続調査の申出書を提出するに決定いたしました。

以上で決算特別委員会の報告といたします。

◎認第1号から認第12号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、12件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

反対討論をします。

まず、認第1号、一般会計決算の認定について。

今度の決算では233億円余で、前年度に比べ約6億円の減額でした。これは庁舎・振興事務所や新クリーンセンター整備などの大型建設事業が一区切りしたことによるものでした。元年度では、北部学校給食センター改築や小・中学校の空調施設整備が行われました。市の財源に一定の割合を占める地方交付税は、合併して15年が過ぎ、一本算定となりました。市は当初、合併したときに比べて25億円も減少すると言っていました。国の地方財源の抑制に対し、全国でこれでは地方はやっていけないと大きな声が上がリ、地方交付税の減額は緩和され、実際の減額は9億円余になりました。令和元年度においても、特別交付税については一昨年の災害算定分が減額されましたが、普通交付税については前年度とほぼ同額でした。市は合併以来、財政の厳しさを強調して財政調整基金を50億円以上積み上げました。その結果、平成28年度末には基金は80億円を超えるまでになっています。この基金は、一昨年の災害復旧に緊急的支出として役に立ちましたが、市民の暮らしと経営、福祉の増進、地域住民が抱える問題の解決にもっともっと役立てていくべきです。

私たちは、令和元年度の予算に対して大きく2点から反対をしました。第一に、市は、一昨年の災害、あの体験から教訓を学び、あらゆる事態に備え市民の命と財産を守ることを一番大事な柱にすることだと指摘をして、そのためには下呂市が必要とする職員を配置するべきですと主張しました。特に周辺部では、振興事務所が頼りなのですという住民の声を紹介し、職員を減らさない、事務所の機能を充実することを主張して、振興事務所の課長職が廃止されることに強く反

対をしました。市の人件費を減らすために、事務の効率化と組織のスリム化を進めるというやり方では、職員は減り、周辺部の切捨てにつながることになると批判しました。

また、第2点は、このやり方では職員による市民生活への支援とサービスが弱まることになると批判しました。決算委員会でも、福祉や農業、商工業などにおいて、現場の状況や実態の把握とそこでの問題に対する対応についての不十分さが指摘されています。それは組織のスリム化などで機能的に対応できない職場の現実があるのです。市民の声を聞き、そこで一緒に考えていくことの重要性が求められ、まさに地方自治体が誰のためにあるのかが問われているのではないのでしょうか。

さらに、昨年10月からの消費税10%への引上げを前提とした予算が組まれました。低所得者ほど負担が重くなる消費税を増税すれば、市民の皆さんに大きな負担がのしかかり、観光に及ぼす悪い影響も大きいと批判しました。実際に市民の消費活動にマイナスの影響が出ているのではないのでしょうか。特に、今年になっての新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中での人と物の動きが規制・抑制され、大変に厳しい経済状況になっています。今回の決算においても、職員の皆さんが市民からの意見や現場からの声を生かし工夫された事業が少なくありませんが、職員の努力だけでは限界があります。執行部が今までの方針とやり方を検証して、組織の在り方や働き方を見直す必要があります。それがやりがいと生きがいのある職場につながると考えるものです。私たちは、組織をスリム化することを優先するのではなく、必要とされる職員を配置することを強く主張しましたが、元年度の一般会計において改善されませんでしたので、認定に反対をします。

次に、認第2号、国保事業勘定の決算についてです。

国民健康保険は、被保険者にとって命綱です。その国保税を1人平均6,000円も値上げしたことは、命と健康・暮らしを脅かす極めて深刻な問題です。低所得者が多い現実なのです。そんな中、国保会計の基金残高は5億円を大きく上回っています。このことは、国保の被保険者1人当たり7万円以上の貯金があることになります。私たちは、この積み立てた基金を活用して保険税の負担軽減を図るとともに、市民の命綱を守る立場で一般会計からの繰入れをするよう強く要求しました。全国市長会でも、全国知事会でも、国保の構造的問題解決に向け、財源措置を求めています。国保の制度が県に一本化されたことに問題があるのですから、国や県に対し地域の実情に沿った制度にするよう、はっきりとものを言うことを求めて反対討論とします。

同じ趣旨で予算の補正にも反対をしました。

認第3号、後期高齢者医療制度の特別会計ですが、これは高齢者を差別する医療制度に賛成できないという立場から反対をいたします。

次に、認第5号、介護事業勘定決算です。

介護保険基金が5億円余りにも増えたのは、介護現場の人手不足などによる保険給付費の落ち込みや、地域支援事業において介護サービスを必要とする人に十分に実施できていない現状が原因です。これでは、市民にとって保険料を払って介護サービスなしではありませんか。施設にお

いて人材不足は深刻な状態です。さらに、介護予防と生活支援においても人手不足の問題があり、高齢者に適切な対応をしなくてはならないサービスの担い手において、その専門性が求められないことがより拡大されようとしています。これでは、介護を受けなくてもよい元気なお年寄りを増やすことなどはできません。高齢化は着実に進行します。介護サービスの充実、地域での予防・生活支援の取組、認知症対応などの福祉の制度は、これからますます強く求められます。そうした現実の下で、その将来の介護問題を打開する方向が示されていないことから反対をします。同じ立場で補正予算にも反対をしました。

次に、認第6号、下水道事業決算についてですが、これは岐環協との合理化協定に基づいた事業委託の在り方の見直しが必要との立場、そして業者への施設管理運営の委託により、市の職員の管理運営技能・技術などの取得と継承に問題が生じる可能性を指摘して、反対をします。

最後になりますが、認第11号、合掌村事業決算についてです。

合掌村における使途不明金事件が公表されて初めての事業会計決算です。事件に係る不正な支出や着服について、一定の調査による報告がなされましたが、まだ解明しなくてはならない問題があります。今回提出された決算書には、まだ調査不十分のために実態と異なる金額が記載されており、現在その正しい金額の確認のための調査が継続されている状況です。市の代表的な観光施設である下呂温泉合掌村における不正な使途不明金については、その不正内容の全容解明とこうした不正行為が再び起きないための対策について、十分な調査と審議が求められています。それは、市民の疑問や批判・非難へきちんと答えることでもあります。その立場から、全容の解明と不正が発生した原因と再発防止のためには、調査と審議を継続させるべきであり、本決算を認定することはできないという立場から反対をいたします。

以上、反対討論です。

○議長（中島達也君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

認第1号 令和元年度下呂市一般会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、認第1号については、認定することに決定いたしました。

認第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手多数です。よって、認第2号については、認定することに決定いたしました。

認第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手多数です。よって、認第3号については、認定することに決定いたしました。

認第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、認第4号については、認定することに決定いたしました。

認第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手多数です。よって、認第5号については、認定することに決定いたしました。

認第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手多数です。よって、認第6号については、認定することに決定いたしました。

認第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、認第7号については、認定することに決定いたしました。

認第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、認第8号については、認定することに決定いたしました。

認第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、認第9号については、認定することに決定いたしました。

認第10号 令和元年度下呂市水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

挙手全員です。よって、認第10号については、認定することに決定いたしました。

認第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、委員長の報告は不認定であります。したがって、原案について採決します。原案を認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手なしです。よって、認第11号については、認定しないことに決定いたしました。

認第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、認第12号については、認定することに決定いたしました。

休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第129号から議第131号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第41、議第129号 一般廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について、日程第42、議第130号 財産の取得について、日程第43、議第131号 財産の取得について、以上3件を一括議題といたします。

初めに、議第129号について、提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（中原則之君）

追加議案書1ページを御覧ください。

議第129号 一般廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について。

地方自治法第252条の14第3項の規定により、令和2年9月30日をもって、下呂市から高山市への一般廃棄物処理に係る事務の委託を廃止することについて、議会の議決を求めます。令和2年9月30日提出。

提案理由でございます。令和2年7月豪雨災害により通行不能となっておりました国道41号の応急復旧工事及び関係事務手続の完了に伴い、地方自治法第252条の14の規定に基づく高山市への一般廃棄物処理に係る事務の委託を廃止することについて、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を諮る必要があるためでございます。

よろしく審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

次に、議第130号及び議第131号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（吉田 修君）

追加議案書の3ページをお願いいたします。

議第130号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、公用自動車。統合後の新しい金山小学校で必要となりますスクールバス、こちらは乗務員を除き55人乗りでございますが、2台の購入でございます。2. 取得の方法、指名競争入札。3. 取得価格、4,457万20円でございます。4. 取得の相手方、岐阜県下呂市金山町金山2627番地5、株式会社アイギ、代表取締役 池戸雅和。令和2年9月30日提出。

提案理由でございます。公用自動車（金山小学校スクールバス）の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定します「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

4ページ、5ページは入札執行結果公表一覧表でございます。

続きまして、7ページをお願いします。

議第131号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、下呂市小中学校GIGAスクール用コンピュータ1,521台でございます。2. 取得の方法、指名競争入札。3. 取得価格、8,862万7,000円。4. 取得の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地3、株式会社飛騨コンピュータサービス、代表取締役 日下部鉄彦。令和2年9月30日提出。

提案理由でございます。下呂市小中学校GIGAスクール用コンピュータの予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

8ページは入札執行結果公表一覧表でございます。

以上2議案につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 伊藤厳悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

1点だけ教えてください。

ここに書いてあります失格と辞退との差を、どういうことでこうなるのかということを教えてください。

○議長（中島達也君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

辞退につきましては、正式に書類をもって辞退しますということで提出していただいたものについては辞退。何も連絡もなく、入札に参加されなかった方については失格というような取扱いをしております。以上でございます。

○議長（中島達也君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第129号から議第131号までの3議案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第129号から議第131号までの3議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第129号 一般廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

举手全員です。よって、議第129号については原案のとおり可決されました。

議第130号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第130号については原案のとおり可決されました。

議第131号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

举手全員です。よって、議第131号については原案のとおり可決されました。

◎議第132号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第44、議第132号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

議第132号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第132号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第15号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、10月1日以降早急に対応しなければならない事務事業で、7月豪雨災害による半壊以上の被災家屋のうち、解体を余儀なくされた家屋の解体処分に係る経費及び下呂温泉合掌村使途不明金事件の再発防止に向けた職員のコンプライアンス意識の向上のための研修に係る経費などを上程させていただいております。

詳細につきましては総務部長が御説明をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（中島達也君）

次に、議第132号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第132号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第15号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお開きください。

令和2年度下呂市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,700万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも294億5,287万9,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。令和2年9月30日提出。

事項別明細書にて説明をいたしますので、12ページをお開きください。

歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、災害等廃棄物処理事業費補助金

1,500万4,000円の増額は、7月豪雨により被災した半壊以上の家屋の解体処理に係る11棟分の国からの補助金でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金3,200万円の増額は、今回の補正の財源調整のため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務職員給与費398万4,000円の増額は、職員の退職に伴い当該職員が下呂市以外の他官公署に在籍期間があり、これに相当する退職手当負担金を退職手当組合に支払うものでございます。

次に、総務一般管理諸経費60万8,000円の増額は、職員の9月末での退職見込みに伴い、会計年度任用職員採用に要する報酬48万6,000円が主なものでございます。今回は特に障がい者雇用を考えており、採用に当たっては新年度以降の雇用促進を見据え、身体的・精神的な負担軽減を図り継続的な雇用を確保することからも、会計年度任用職員のパートタイムとして短時間勤務とする予定でございます。参考までに、国が示す法定雇用率は2.5%、目標人数17名に対し、下呂市では1.74%、実人員は10名となっております。

次に、職員研修費23万6,000円の増額は、下呂温泉合掌村使途不明金事件の再発防止に向けた全職員のコンプライアンス意識向上のための研修会に要する講師謝礼18万円が主なものでございます。

次に、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費4,246万円の増額は、13ページの下段から14ページの上段になりますが、7月豪雨災害による半壊以上の被災家屋のうち解体を余儀なくされた家屋のいち早い解体処分を実施することで被災者の不安を解消するための事業で、市が直接解体処分する9棟に係る測量設計費495万円と撤去工事費3,069万円、被災者自らが解体処分する2棟への補助金682万円が主な内容でございます。

次に、14款予備費については、歳入歳出額の財源調整として28万4,000円を減額するものでございます。

15ページをお願いします。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上段の表の比較欄を御覧ください。

括弧書き職員数1名の増は、本補正で採用を予定しております分とそれに係る報酬48万6,000円の増額でございます。

以上で、令和2年度下呂市一般会計補正予算（第15号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第132号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第132号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第132号 令和2年度下呂市一般会計補正予算（第15号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第132号については、原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第45、委員会提出議案第3号 地域の実情に応じた経済対策を求める意見書を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

○産業経済常任委員長（尾里集務君）

委員会提出議案第3号 地域の実情に応じた経済対策を求める意見書。

標記について、別紙のとおり下呂市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出する。令和2年9月30日提出。提出者、産業経済常任委員会委員長 尾里集務。

提案理由。防災・減災、国土強靱化の取組の計画的かつ着実な実施等に対し地方財政措置を求めるためです。

それでは、意見書のほうを読み上げさせていただきます。

地域の実情に応じた経済対策を求める意見書。

下呂市では、もっと住み続けたい、訪れたい、みんなのふるさとわくわく下呂市を目指し、まちづくりを進めています。

そのような中、先般の令和2年7月豪雨では「観光振興」「まちづくり」「産業振興」「物流」を担う生命線であり重要な緊急輸送道路でもある国道41号が崩壊し甚大な被害を受け、また、日頃から雨量規制や土砂流出等により通行規制を受けるなど、市民生活や観光産業に大きな影響を及ぼしております。

当市は、南北ネットワークの国道41号のみが重要な幹線道路ですが、地形的に急峻で災害に弱い面があるため、現在計画されている屏風岩改良・門原防災事業はもとより、東西のネットワークとして、また国道41号の代替道路として、濃飛横断自動車道の整備促進と、自然災害に対する事前防災・減災対策や既存道路インフラの老朽化対策などが急務と考えております。

令和2年8月17日内閣府発表によると新型コロナウイルス感染症の影響でGDPは戦後最悪の27.8%減と大幅な落ち込みがあり、我が国経済への影響が甚大であります。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税改正の検討に向け、これまでにない思い切った地方財政措置を求めるとともに、下記の事項について強く要望いたします。

1つ、頻繁、激甚化する災害に対し、道路防災整備等を計画的かつ着実に実施するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年までの限定的な措置のため、対策の継続や対象事業の拡大を早期に決定すること。

2つ、地方の資金調達に配慮した経済対策の迅速かつ円滑な実施のために平成21年度補正予算で行われた「地域活性化・公共投資臨時交付金」のような交付金制度を創設し、防災・減災、国土強靱化の取組を一層加速させ、地方独自の発想で公共投資を行うことを通じて需要の拡大を図ること。

3つ、大規模災害及び新型コロナウイルス感染症に大きな打撃を受けている、観光による商工業の本格的な回復に向け強力な支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日。提出先といたしまして、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山東昭子殿、内閣総理大臣 菅義偉殿、内閣官房長官 加藤勝信殿、総務大臣 武田良太殿、財務大臣 麻生太郎殿、国土交通大臣 赤羽一嘉殿、国土強靱化担当大臣 小此木八郎殿、内閣府特命担当大臣（防災） 小此木八郎殿。

以上、提出させていただきます。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第46、委員会提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 伊藤厳悟君。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（伊藤厳悟君）

委員会提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

標記について、別紙のとおり下呂市議会会議規則（平成16年下呂市議会規則第1号）第14条第2項の規定に基づき提出をする。令和2年9月30日提出。提出者、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 伊藤厳悟。

提案理由。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるため。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまで

にない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。１つ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２．地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能との両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

３．令和２年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４．税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的に整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

５．とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見通しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特別措置は、臨時・異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年９月30日。衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山東昭子殿、内閣総理大臣 菅義偉殿、内閣官房長官 加藤勝信殿、総務大臣 武田良太殿、財務大臣 麻生太郎殿、経済産業大臣 梶山弘志殿、経済再生担当大臣 西村康稔殿、まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂本哲志殿。

以上であります。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第4号については、原案のとおり可決されました。

◎発第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也君）

日程第47、発第8号 下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

発第8号 下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の設置に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり、下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の設置に関する決議を提出させていただきます。令和2年9月30日。提出者、下呂市議会議員 鷺見昌己。賛成者、下呂市議会議員 森哲士。賛成者、下呂市議会議員 田口琢弥。

提案理由でございます。下呂温泉合掌村における使途不明金事件の全容解明等に向けた調査を行うため、設置するものでございます。

別紙をお願いします。

下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会。2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条。目的、下呂温泉合掌村における使途不明金事件に係る次の事項を行うため。1つ、本件に対する特別監査及び内部調査の結果報告の検証。2つ目、再発防止等に係る調査検討及び提言。4. 委員の定数、7名でございます。

最後に少し補足させていただきます。私の意見を述べさせていただきたいと思います。この問題は、市民、執行部、議員、全ての皆様の共通の思いは、このような問題が二度と起こらないようにしっかりと全容解明を行い、再発防止につなげることが大切なことと思っております。

そこで、議会として一丸となり、しっかりと検証を行い、共通の目的に向かって取り組んでいきたいと決議を提出させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

発第8号 下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の設置に関する決議について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第8号については、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。本会議の再開は午後1時といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（中島達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

〔追加日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております議事日程（第4号の追加1）を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議事日程（第4号の追加1）を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎下呂市議会特別委員の選任について

○議長（中島達也君）

追加日程第1、下呂市議会特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。下呂市議会特別委員の選任については、下呂市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

指名名簿を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤鈴彦君）

それでは、下呂温泉合掌村使途不明金調査特別委員会の委員名簿を朗読させていただきます。

1番 鷺見昌己議員、2番 田口琢弥議員、4番 森哲士議員、7番 中島ゆき子議員、8番 田中副武議員、11番 一木良一議員、13番 中島新吾議員。以上の7名でございます。

○議長（中島達也君）

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員に選任することに決定いたしました。

次に、正副委員長を報告します。

委員長、1番 鷺見昌己議員、副委員長、4番 森哲士議員。

以上のとおりであります。

◎議員派遣について

○議長（中島達也君）

日程第48、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について及び閉会中の継続調査申出について

○議長（中島達也君）

日程第49、閉会中の継続調査申出について、追加日程第2、閉会中の継続調査申出についてを一括議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

9月議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、提出議案につきましては、1件を除きましてお認めいただきました。誠にありがとうございました。

お認めいただけなかった下呂温泉合掌村の事業会計決算につきましては、本日設置していただきました調査特別委員会の場において、事件の全容解明に向けて引き続き調査を継続し、正確な決算額の確定などできるだけ早く御報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策や7月の豪雨災害、これの復旧対策につきましては、本日こちらのほうも議決されました意見書や市民の皆様の御意見に沿った形で、スピード感等、そして積極的に対処してまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島達也君）

ここで、市長の言葉と重複するところがありますが、私のほうからも9月議会を閉会するに当たり一言申し上げます。

下呂温泉合掌村の会計において、職員の事務処理の改ざん等により多額の使途不明金が発覚いたしました。議会は、令和元年度同会計の決算を不認定といたしました。どうか市長はじめ執行部の皆さんは、この結果を真摯に重く受け止めていただきたいと思います。

地方自治法の規定によりますと、決算の不認定を踏まえて必要な措置を講じたときは、速やかにその内容を議会に報告することが市長に義務づけられているとしています。さきの利用料の過誤納付や一昨日の連絡ミスなど、単にヒューマンエラーというような簡単なものではありません。再発防止に向け、特別監査の指摘事項を十分に精査されまして、改ざんできない仕組み、誰に代わってもミスがない仕組みというものを早く構築していただきたいと思います。

今後、議会は特別委員会での対応となりますが、市民への説明責任もあります。今年度中に正確な決算処理もされるということでございますが、全容解明に向けて説明をしっかりといただきたいということでもあります。どうかよろしくお願いします。

これもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

令和2年第5回下呂市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時08分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月30日

議 長 中 島 達 也

署名議員 4 番 森 哲 士

署名議員 5 番 田 中 喜 登